

令和7年度 小矢部市奨学生の募集について

大学等への進学による家計の進学による家計の経済的な負担を軽減し、安心して教育を受けることができるように、奨学資金を無利子で貸与する制度があります。

1. 貸与を受けられる方	次のすべての要件に該当する方が対象です。 (1)小矢部市に住所を有する方、又は就学のため他市に住所を移した方でその父母等家族が小矢部市に住所を有する方 (2)学資の支弁が困難である方 (3)学校教育法に規定する大学又は専修学校に在学する方（専修学校に在学する方については、修業年限が2年以上の専門課程を履修する方に限ります） (4)健康でかつ品行方正であって学業成績が優秀である方 (5)新1年生は在学した高等学校長、それ以外は現に在学する学長の推薦がある方 ※他の奨学資金の貸与・給付を受けている方でも、併せて小矢部市奨学資金の貸与を受けることができます。
2. 貸与額	月額2万円、3万円、4万円の中から選択。（年4回に分けて貸与します）
3. 募集人数	4人程度
4. 貸与期間	交付決定月から正規の修学期間内
5. 申請書類	(1)小矢部市奨学資金貸与申請書（様式1） (2)奨学生推薦調書（様式2）（新1年生は出身校、2年生以上は在籍大学等で取得） (3)学業成績証明書（新1年生は出身校、2年生以上は在籍大学等で取得） (4)保護者世帯の「所得課税証明書」（未成年者を除く世帯全員分） ※申請には2名の保証人が必要です。（1名は保護者、もう1名は市内に居住し、独立の生計を営む方で、債務負担能力を有する方）
6. 申請期間	令和7年2月13日（木）～3月31日（月） 申請期間内に、小矢部市教育委員会教育総務課へ提出してください。
7. 奨学生の決定	小矢部市奨学資金運営委員会に諮って市長が決定し、本人に通知します。
8. 誓約書等の提出	奨学資金の貸与決定通知を受けた者（以下「奨学生」といいます。）は、「奨学生決定通知書」を交付された日から2週間以内に、「誓約書」及び「在学証明書」を提出しなければなりません。

9. 貸与の停止、取消等	奨学生が休学・停学した場合は、その事由の発生した翌月から事由の消滅した月までの間、貸与を停止します。また、上記1の要件を欠くことになった場合、その他奨学生と適当でないと認められる場合は奨学資金貸与の決定を取り消します。
10. 借用証明書の提出	奨学生は、①卒業するとき、②貸与を辞退したとき、③貸与決定を取り消されたときは、直ちに「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還明細書」（保証人2人と連署）を提出しなければなりません。
11. 届出	奨学生が次のいずれかに該当することになった場合は、直ちに保護者と連署して市に届け出なければなりません。 (1)休学、復学、転学又は退学したとき。 (2)奨学生又は保護者の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。 (3)上記1の要件を欠くことになった場合 (4)奨学金の貸与を辞退しようとするとき。
12. 返還据置期間	奨学生は、進学のため3年を上限とする奨学資金返還の据置期間を設定しようとするときは、「奨学資金返還据置期間申請書」（保証人2人と連署）を提出し、市長の承認を受けなければなりません。
13. 奨学資金の返還	奨学生は、①卒業したとき、②据置期間（3年以内）が終了したとき、③貸与を辞退したとき、④貸与決定を取り消されたときは、その月の翌月から10年以内に、「奨学資金返還明細書」のとおり、貸与を受けた全額を半年賦又は年賦で返還しなければなりません。 奨学生であった者が疾病その他特別な事情により資金の返還方法を変更しようとするときは、「奨学資金返還方法変更申請書」を市に提出し、市長の承認を受けなければなりません。
14. 遅滞利息	正当な理由なく奨学資金の返還が遅滞した場合は、延滞利息を徴収することがあります。

※申請書類（様式1及び様式2）は、小矢部市ホームページからダウンロードすることができます。

問い合わせ先：小矢部市教育委員会 教育総務課 TEL：0766-53-5861